

火曜、金曜日発行(但休日)に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次
◇監査公告 昭和三十年度に係る各児童相談所の定期
監査の結果公表

監査公告

鳥取県監査公告第六十三号

地方自治法第九十九条の規定に基き、昭和三十年度に
係る各児童相談所の定期監査を執行したので、その結果
を次の通り公表する。

昭和三十三年二月十五日

鳥取県監査委員 松本利治

同 山本四郎

同 小谷善高

同 上根政幸

監査箇所 執行年月日

米子児童相談所 昭和三十一年十月一日監査

倉吉児童相談所 昭和三十一年十月三日監査

中央児童相談所 昭和三十一年十月五日監査

米子児童相談所 昭和三十一年十月一日監査

監査委員 山本四郎

一 精神科医の委嘱問題については、再三指摘要望して
いるところであるが未だ実現していないことは遺憾で
ある。

鳥取大学医学部が同市に設置されている関係上、委嘱
については比較的容易と考えられるので業務進展上
当の熱意を喚起する。

二 児童相談内容は社会情勢の変遷に伴い教護並びに
法行為問題児が増加し、特に觸法行為は一月より八月
まで八十六件で前年の十二月までの件数を五件もす
でに超過し、また教護においても六十六件で何れも増加
の一途を辿り益々前途が憂慮されるので、これら問題

児の家庭環境浄化指導に当るべき児童福祉司等の配置に格段の配意を望む。

三 里親開拓についてなお一層努力された。現在里親登録数は二十五名であるが委託里親は六名、この委託児童数は十三名である。家庭環境指導並びに施設入所限度の両面からその開拓推進について努力せられたい。

倉吉児童相談所 昭和三十一年十月三日 監査

監査委員 山 本 四 郎

同 近 藤 伝 一

一 児童福祉司の配置について配意すること。

現在児童福祉司は所長兼務であるが、社会情勢の深刻化に伴い取扱件数も激増し、福祉司の担当するケースも増加し判定業務の遂行にも支障を来している現状であるので、これが緩和策につき考究し福祉司の適正配置につき当局の善処が望まれる。また判定器具の整備についても考慮せられたい。

中央児童相談所 昭和三十一年十月五日 監査

監査委員 山 本 四 郎

同 近 藤 伝 一

二 庁舎の階上は中部県税事務所の管理する会議所となつている関係上、中部地区の各出先機関が頻繁にこれを使用してゐるので児童相談の業務遂行上多大な支障を来している。また庁舎の維持管理の点についても階上階下共に管理者が異なる関係上万全を期し難く随所に破損を生じこれが放任してある実状であるので、当局の善処を望む。
なお庁舎の無償貸与契約書(倉吉市との)によると木造瓦葺平屋建物置一棟が登録されているが、実態と不適合であるので調査の上明確にして置くべきである。
三 経理出納その他事務処理について次の点留意された。
一 一時保護所給食の献立表を作成し、計画的に実施すること。
二 庁舎の階上は中部県税事務所の管理する会議所となつてゐるので調査善処されたい。
なお、コンクリートブロック建築庁舎は雨漏りしているので善処を望む。

一 職員の充実と適正配置について考究されたい。

即ち職員は厚生省定員十八名に対し配当定員は十四名で児童福祉司三名、精神科医一名の減員となつてゐる。現員十四名のうちには休職中のもの一名、長期(入院)欠勤中のもの一名、要注意者二名で実質的活動人員は十名であり、勤務の過重はもとより、判定並びに措置の執行に支障があるものと認められ、また当所は県下教護施設の収容児童の入退所の調整を担当しているので特に人的陣容の強化につき配慮せられたい。

二 判定に必要な専門図書書の充実が必要である。

最近ケースの複雑困難性の加重と業務の専門分化の現状から専門図書が必要と思われるので、この面の整備を図られたい。

なおウツ発見機は故障のため使用不能となつてゐるので、その活用について善処されたい。

三 財産管理について善処されたい。

即ち県有地は百二十坪であるが、道路拡張に伴い現在九一、七〇坪になつており、市有地との関係が不明確

となつてゐるので調査善処されたい。

なお、コンクリートブロック建築庁舎は雨漏りしているので善処を望む。

四 当所に収容する一時保護児童数は三十年代には一、

二一八人であるが、このうち家出、浮浪等により鉄道公安官、警察署より送られるものが多数に上り、これらの取扱いが夜間に多い実情から見て、この引取りに安全運行を期するため、逃走者の即時発見等のため当直制度の強化その他により適切な措置を行うよう配意されたい。

五 経理出納その他事務処理について次の点留意されたい。

1 医療費の支出につき厳格を期すること。

2 一時保護所に対する給食は時宜に適した効果的な方法を考究し、基準単価において急激な変動のないよう計画的に執行すること。

3 支出負担行為に當つて更に厳格を期すべきものがあつた。